

## 特集 子育て応援ボランティア

ボランティアセンターには高齢者・障害者福祉、環境・地域活動など様々な活動分野の団体が登録をしています。今回の特集は子育て支援。“保育サポーターひよこ”の田中さんと“保育サポートたんぼぼ”の菅野さんのお2人に、活動への思いについて対談していただきました。いずれも、子育て中の親子が気軽に集える子育てサロンや、神栖市が実施する住民健診や就学前健診時、公民館などで開催される講座の託児等を主な活動としています。



(写真左)保育サポーターひよこ 田中晶子さん  
(写真右)保育サポートたんぼぼ 菅野高子さん



“ひよこ”の子育て広場の様子

### 🐸🌻🌻🌻 結成のきっかけ



田中：平成15年に子育てや子どもの預かりのポイントを学ぶ公益財団法人21世紀職業財団主催の子育てサポーター養成講座が開催されました。私は保育士の資格を持っていて、子どもが大好きだったので、興味を持って受講しました。講座を修了してから、学んだことを活かして子育て中のパパ、ママの力になりたいという思いが生まれました。

神栖市は親せきなどの頼れる人が近くにいない中で子育てをしている人も多くいます。私自身もそういった状況での子育てを経験しているので、何かできることはないかと考えていたんです。その思いを抱えていたのは自分だけではなく他の受講者も同じでした。そんな思いを持った仲間と平成16年に結成したのが“保育サポーターひよこ”でした。

菅野：私は子育てサポーターとして女性・子どもセンター(神栖市土合本町)等で活動していました。神栖地区で活動している“ひよこ”の皆さんがボランティアとして子育て中の親子を対象としたサポートに取り組んでいると知り波崎地区のサポーターの仲間たちでも何か出来るのではないかと考え平成20年に“保育サポートたんぼぼ”を立ち上げました。



田中：活動を始めた頃は小さなお子さんのいる家族が出かけられる場所は限られていました。そこで、親子が気軽に行けて楽しめる場を作りたいと思い、始めたのが子育て広場でした。現在も年2回開催しています。グループ結成当時に比べて今は、児童館や地域子育て支援センターなどでもイベントが開催されていて選択の幅が広がっているように感じます。私たちの活動も選択肢の一つに加えてほしいと思い、子育て広場を続けています。

次ページへ続く



## 子育てやサポート状況の変化について

菅野：活動当初との違いでいえば、子育ての情報収集も変化していますよね。中でもスマートフォンアプリが便利だと聞きました。私たちが開催している子育てサロン「たんぼぼ広場」の参加者の大半が市の「ママフレ (<http://kamisu-city.mamafre.jp>)」のアプリで情報を得たと話してくれます。

親と子が離れて過ごした後の、喜びの再会の場面は昔も今も変わらないですね。子どもと少しの間だけ離れてリフレッシュした表情のママと、ママの顔が見えなくなって少し不安げだった子どもが、ニッコリとなんとも言えない安心した表情になる様子を見ると、活動していて良かったなと感じます。

田中：預かっている間ずっと泣いている子どももいますね。そんな時は、困ったなと思わず、この子は根性があるって将来は大物になるなと思うようにしています。

菅野：私はお子さんを預かる時には“その時のママ”になろうと思って活動しています。少しでもママたちに安心して任せてもらえればと思います。

田中：子どもはもちろん、ママも預けることに不安を感じていると思うのでママたちとのコミュニケーションも大切にしています。「もし泣いてどうしようもない時はママに助けてもらってもいい？」なんて聞くと逆に安心してくれる方もいます。



たんぼぼ広場での活動



## 今後の活動について

田中：ひよこはグループで子どもをお預かりするので、メンバー同士協力しながら活動しています。本当にメンバーに恵まれているなと実感します。子どもが大好きで子育て支援に興味はあるけれど一人で預かるのは自信がないと思っている方も、みんなと一緒にならできると思います。

菅野：確かにグループ活動の強みですよね。何より活動は本当に楽しいです。私も子どもが大好きで一緒に活動するメンバーのこともいつも頼りにしています。さらに仲間が増えたらうれしいです。

(令和2年3月17日、神栖市保健・福祉会館にて取材)

ひよこ、たんぼぼは、一緒に活動する仲間を募集しています。(活動するには研修の受講が必要です) 興味のある方は、ボランティアセンターまでお問い合わせください。

【問合せ先】 神栖市社協ボランティアセンター

神栖本所 0299-93-1029 (担当：大久保) 波崎支所 0479-48-0415 (担当：横田)

## 新型コロナウイルス感染症に関する交流サロンの利用について

神栖市内で新型コロナウイルスの感染者が確認されたことを受け、神栖市では今後の感染拡大防止のため、イベントの中止や延期、市内公共施設の閉館など具体的な対策が講じられました。

「ボランティアセンター交流サロン」での会議や活動につきましては、神栖市保健・福祉会館の貸館業務休止に伴い、当面の間行うことができません(土曜日の開設も行いません)。ボランティア活動につきましても状況によってご紹介できる活動に限りがあります。また、神栖市社協波崎支所の事務所がある「はさき福祉センター」も、当面の間施設が閉館となっています。

ご予約いただいていた皆さまにはご迷惑をおかけしますが、感染拡大防止のためご理解いただきますようお願いいたします。なお、善意銀行やボランティア登録、ボランティア活動保険加入の手続き等につきましては、平常通り受付を行っております。

## 企業の社会貢献

# 明治安田生命保険相互会社 成田支社波崎営業所

明治安田生命は、明治14年に開業した(有)明治生命保険会社と明治13年に開業した共済五百各社（のちの安田生命）が2004年1月に合併し設立された生命保険相互会社です。

成田支社波崎営業所では20年以上前から地域に根ざした社会貢献活動をしようと、社内に福祉委員会を設置し、使用済切手やベルマークの収集活動、共同募金運動の職域募金に取り組んできました。

また、地域で行われるイベントや営業所周辺のゴミ拾い等についても朝礼において参加者を募り活動するなど、地域とのつながりも大切にしています。使用済切手やベルマークなどの収集は、社員だけではなく地元企業



営業所内にポスターを掲示し活動の啓発をしています



波崎営業所の皆さん(写真右から所長の山下さん、担当の大根さん、森山さん)

や地域住民の皆さまからも協力をいただいています。

担当者の大根さん、森山さんからは「今までの活動を継続していきたいながら訪問活動を通して、地域に根ざした社会貢献活動を今後も展開していけるよう目指していきたい」とお話がありました。

明治安田生命保険相互会社 成田支社波崎営業所  
所在地：神栖市土合東2丁目1-21 設立：2004年1月  
従業員数：39人(2020年3月現在)

## お知らせ



ボランティア登録団体

### ハッチ主催「ムーブメント教育・療法」開催のお知らせ

ムーブメント教育・療法は、対象者の自主性、自発性を尊重し、からだ(動くこと)とあたま(考えること)とこころ(感じること)の調和の取れた発達を支援していくものです。保育、教育、子育て支援、障害者支援、高齢者支援などの現場で広く活用され、対象者だけではなく、指導者や保護者も含めて誰もが喜びと充実を感じることができる、人間尊重の教育・療法です。

ボランティア団体“ハッチ”はムーブメントの活動を毎月展開し、現在一緒に楽しく交流する仲間を募集しています。神栖市内及び近隣にお住まいの特別支援学校や支援学級、保育所、幼稚園に通う児童やそのご家族、余暇活動を求める障害児・者とそのご家族、ムーブメントに関心のある方など、お気軽にご参加ください。

- ◇開催場所：神栖市中央公民館 小ホール
- ◇準備物：動きやすい服装と上履き、飲み物
- ◇お問合せ：ハッチ代表 早田恵子 090-9017-0052  
(日本ムーブメント教育・療法協会認定上級指導者)



ムーブメントで行われるパラシュート

【年間開催予定】

2020年	4月 5日 (中止)	2021年	1月17日
	5月10日 (中止)		2月 7日
	6月 7日		3月 7日
	7月 5日		
	8月 9日	※いずれも日曜日	
	9月 6日	午前10時~12時	
	12月 6日	(受付9時30分~)	

※参加費は無料、事前申込不要です。  
※感染症の流行により、開催が中止となることがあります。

## 新型コロナウイルス感染症の影響による生活福祉資金の特例貸付に関するお知らせ

茨城県社会福祉協議会では、このたびの新型コロナウイルス感染症の影響による休業等による収入の減収や失業等により、生計を維持するために一時的に生活費の貸付が必要となる世帯の方々に、生活福祉資金（緊急小口資金・総合支援資金）の特例貸付を実施しています。

なお、今回の特例貸付は、新型コロナウイルス感染症に起因する休業等による収入の減少や失業等が前提となるため、生活保護世帯や従前から就業していない方は対象外となるほか、あくまでも貸付金です。ご利用にあたりましては、将来のご返済に無理のない形でのご検討をお願いいたします。

また、神栖市社会福祉協議会で申込みを受け付けた後、茨城県社会福祉協議会で審査を行いますので、審査の結果、お貸付できない場合もあります。

申請手続きの詳細については、茨城県社会福祉協議会のホームページ(<https://www.ibaraki-welfare.or.jp/>)で確認することができます。申請書類についてもダウンロードが可能となっています。

### 緊急小口資金（無利子・上限10万円）

- 対象者：新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯
- 貸付条件：貸付利子 無利子  
据置期間 貸付した日から1年以内  
償還期限 据置期間経過後2年以内  
(償還期限を過ぎた場合、年3.0%の延滞利子が発生します)

※次のいずれかに該当の場合は上限20万円

- ・世帯員が4人以上いる(世帯員の中に)
- ・新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいる
- ・要介護者がいる
- ・子の世話をを行う必要が生じた労働者がいる
- ・個人事業主等がいる

#### ■必要書類等（申込される方がご用意いただくもの）

- ①本人の氏名、住所が確認できる書類（運転免許証または健康保険証 等）
- ②収入が減少したことが確認できる資料（給与支給明細書、給与が振り込まれた通帳 等）
- ③資金の振込先を確認できるもの（通帳またはキャッシュカード 等）
- ④住民票謄本（世帯の全員が記載されたもの） ⑤印鑑登録証明書 ⑥実印

### 総合支援資金（無利子・月額20万円以内）

- 対象者：新型コロナウイルス感染症の影響により生計中心者が失業等された世帯
- 貸付条件：貸付利子 無利子  
据置期間 貸付した日から1年以内  
償還期限 据置期間経過後10年以内  
(償還期限を過ぎた場合、年3.0%の延滞利子が発生します)

※貸付額は以下の上限額及び就労時の月収の範囲内で、必要最小限の額となります。

- ・2人以上世帯 月20万円
- ・単身世帯 月15万円
- ・貸付期間 原則3ヶ月以内

#### ■必要書類等

- ①本人の氏名、住所が確認できる書類（運転免許証、健康保険証 等）
- ②失業等したことが確認できる資料（離職票 等）
- ③世帯全員の所得の分かる書類（給与明細、源泉徴収票 等） ④負債の状況が分かる書類
- ⑤求職申込・雇用施策利用状況確認票 ⑥前職の給与が確認できる書類
- ⑦資金の振込先を確認できるもの（通帳、キャッシュカード） ⑧世帯の収支状況表
- ⑨自立相談支援事業等により作成される計画書等 ⑩住民票謄本（世帯の全員が記載されたもの）
- ⑪印鑑登録証明書 ⑫実印 ※その他、お申し込みの状況により必要となる書類があります。

### 【感染拡大防止のため、窓口へお越しいただく前に下記までご連絡ください】

お問合せ・申請窓口 ○神栖本所（溝口1746-1 保健・福祉会館2階） 電話 0299-93-0294  
神栖市社会福祉協議会 ○波崎支所（土合本町3-9809-158 はさき福祉センター） 電話 0479-48-0294